

工場・事業場経営者のみなさんへ

規制基準を守って

静かなまちづくりにご協力を

大 阪 市 環 境 局

# 規制基準を守りましょう。

## ◆騒音や振動には「規制基準」が定められています。

(騒音規制法第4条、振動規制法第4条、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)第84条)

工場及び事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。(規制基準は敷地境界の鉛直線上すべてにかかります。)

### 規制対象外地域

- ・ 騒音規制法、振動規制法……………工業専用地域
- ・ 条例……………工業専用地域で知事が告示した地域以外の地域

(詳しくは、末尾に記載されている〈お問合わせ先〉までお問合わせください。)

## ◆ 騒音に係る規制基準 (騒音規制法第4条第1項 市制定 昭61.4.1 告示第247号) (条例規則第54条)

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分		
		朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第二種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	50	55	45
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	55
第四種区域	工業地域及び工業専用地域の一部 既設の学校、保育所等 <sup>(*)</sup> の敷地の周囲50メートルの区域及び上記第二種区域の境界線から15メートルの区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

(\*) 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所及び幼保連携型認定こども園であって昭和45年4月1日において既に設置(着工も含む)されているもの

## ◆ 振動に係る規制基準 (振動規制法第4条第1項 市制定 昭61.4.1 告示第251号) (条例規則第54条)

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	60	55
第二種区域(I)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第二種区域(II)	工業地域及び工業専用地域の一部 既設の学校、保育所等 <sup>(*)</sup> の敷地の周囲50メートルの区域及び上記第一種区域の境界線から15メートルの区域	65	60
	その他の区域	70	65

(\*) 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園であって昭和52年12月1日において既に設置(着工も含む)されているもの

## ◆改善勧告及び改善命令 (騒音規制法第12条、振動規制法第12条、条例第86条)

規制基準が守られていない場合、騒音・振動の防止について改善勧告、改善命令を受けます。

# 施設の届出は忘れずに！（届出前に担当窓口での事前相談をお願いします。）

## ◆騒音や振動が発生する施設を設置する場合などには届出が必要です。

騒音規制法・振動規制法（以下「法」という。）に基づき届出が必要な施設を「特定施設」といい、条例に基づき届出が必要な施設を「届出施設」といいます。

## ◆届出の種類には次のようなものがあります。

届出の種類	届出が必要となる場合	根拠法令	提出時期
設置届出	工場の新設など、初めて特定（届出）施設を設置する場合	法第6条 条例第87条	工事開始の 30日前まで
使用届出	法又は条例の改正により追加された特定（届出）施設がすでに設置されている場合、あるいは新たに規制対象地域となった場合 法の特定施設を全て廃止した後、条例の届出施設が残存する場合	法第7条 条例第88条	改正の日、 全廃止の日から 30日以内
数等変更届出	騒音：新たに種類の異なる施設を設置する場合又は施設の種類ごとの数が2倍を超える場合 振動：施設の種類及び能力ごとの数が増える場合	法第8条 条例第89条	工事開始の 30日前まで
騒音（振動）防止方法変更届出	騒音・振動の防止方法を変更する場合	法第8条 条例第89条	工事開始の 30日前まで
使用方法変更届出（振動のみ）	振動に係る特定施設の使用方法を変更する場合	振動規制法 第8条	工事開始の 30日前まで
氏名等変更届出	届出者の氏名、住所などを変更する場合	法第10条 条例第91条	変更日から 30日以内
使用廃止届出	すべての特定（届出）施設の使用を廃止する場合	法第10条 条例第91条	全廃止から 30日以内
承継届出	すべての特定（届出）施設を譲り受けまたは借り受けた場合	法第11条 条例第92条	承継日から 30日以内

※届出書類は環境局ホームページの「各種申請用紙のダウンロード」からダウンロードするか、環境局各環境保全監視グループ（末尾に記載）に備えています。

（注）騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場については、騒音に係る条例の届出は必要ありません。また、振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場についても、振動に係る条例の届出は必要ありません。（条例施行規則第55条）

なお、工業専用地域で条例の規制対象地域の場合、法に定める特定施設についても、条例に基づく届出が必要となります。

## ◆計画変更勧告及び改善命令（法第9条、条例第90条）

設置届出、変更届出（数等変更、防止方法変更、使用方法変更）の内容が規制基準に適合しないときは、計画変更勧告を受けることがあります。

また、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合は、改善命令を受けます。

## ◆罰則

（騒音規制法第29条～第33条、振動規制法第24条～第28条、条例第112条・第115条～第117条）

虚偽の届出等適切な届出をしない場合や、検査を拒み妨げる場合、改善命令に従わない場合には、懲役、罰金又は過料が科せられます。また、従業員等が業務に関して違反行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が科せられます。

# 届出が必要な施設はつぎのとおりです。

## ◆騒音振動特定（届出）施設一覧表（法施行令第1条、条例規則第51条）

項番号 記号				施設名	騒音対象施設		振動対象施設		備考
					法	条例	法	条例	
騒法一	騒条一	振法一	振条一	金属加工機械					
	騒イ			圧延機械	*22.5kW	*22.5kW			* 原動機の定格出力の合計
	騒ロ			製管機械	○	○			
	騒ハ		振条イ	ベンディングマシン	*3.75kW	*3.75kW		○	* ロール式に限る
			騒条ニ	騒条ハ以外のベンディングマシン		* ○			* ロール式に限る
	騒ニ	騒条ホ	振イ 振条ロ	液圧プレス	* ○	* ○	* ○	* ○	* 矯正プレスを除く
			騒条ヘ	矯正プレス		○		○	
	騒ホ	騒条ト	振ロ 振条ニ	機械プレス	*294 kN	*294 kN	○	○	* 呼び加圧能力
			騒条チ	騒条ト以外の機械プレス		○			
	騒ヘ	騒条リ	振ハ 振条ホ	せん断機	3.75kW	3.75kW	1.0kW	1.0kW	
			騒条ヌ	騒条リ、振条ホ以外のせん断機		○		○	
	騒ト	騒条ル	振ニ 振条ト	鍛造機	○	○	○	○	
	騒チ	騒条ヲ	振ホ 振条チ	ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kW	37.5kW	
			振条リ	振条チ以外のワイヤーフォーミングマシン				* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
	騒リ	騒条ワ		ブラスト	* ○	* ○			* タンブラスト以外のもの（密閉式を除く）
				騒条ワ以外のブラスト		○			
	騒ヌ	騒条ヨ		タンブラー	○	○			
				自動旋盤		* ○			* 棒材作業用に限る
				数値制御フライス盤		○			
				マシニングセンタ		○			
			振条ヌ	平削盤		○		○	
	騒ル	騒条ネ		切断機	* ○	* ○			* といしを用いるものに限る
				グラインダー		* ○			* 工具用・精密加工用を除く * 垂鉛版用以外は2台以上であること
				自動やすり目立機		5.0kW			

項番号 記号				施設名	騒音対象施設		振動対象施設		備考
					法	条例	法	条例	
<b>騒法二 騒条二 振法二 振条二</b>				<b>圧縮機及び送風機</b>					
騒法二	騒条イ			空気圧縮機及び送風機	*7.5kW	*7.5kW			* 空気圧縮機については、環境大臣が指定するものを除く（令和4年12月1日施行）
	騒条ロ			騒条イ以外の空気圧縮機及び送風機		3.7kW			
	騒条ハ			圧縮機		*3.7kW			* 空気圧縮機以外のもの 冷凍機・空調機用のものは騒条二で届け出る
		振法二	振条二	圧縮機			*7.5kW	*7.5kW	* 空気圧縮機を含む * 環境大臣が指定するものを除く（令和4年12月1日施行）
<b>騒法三 騒条三 振法三 振条三</b>				<b>粉砕機</b>					
騒法三	騒条イ	振法三	振条イ	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機	7.5kW	7.5kW	7.5kW	7.5kW	
	騒条ロ		振条ロ	騒条・振条イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		○		3.7kW	
	騒条ハ		振条ハ	穀物用製粉機		○		3.7kW	
	騒条ニ		振条ハ	騒条ハ以外の食品加工用粉砕機		○		* 3.7kW	* 破砕機・摩砕機を含む
	騒条ホ		振条ハ	その他の用に供する粉砕機		* ○		* 3.7kW	* 破砕機・摩砕機を含む
<b>騒法四 騒条四 振法四 振条四</b>				<b>繊維機械</b>					
騒法四	騒条イ	振法四	振条四	織機	* ○	* ○	* ○	* ○	* 原動機を用いるもの
	騒条ロ			紡績機械		○			
	騒条ハ			編組機		* ○			* 2台以上であること
	騒条ニ			撚糸機		○			
<b>騒法五 騒条五 振法五 振条五</b>				<b>建設用資材製造機械</b>					
騒法イ	騒条イ		振条ロ	コンクリートプラント	* 0.45m <sup>3</sup>	* 0.45m <sup>3</sup>		○	* 混練容量 * 気ほうコンクリートプラントを除く
	騒条ロ			騒条イ以外のコンクリートプラント		* ○			* 気ほうコンクリートプラントを除く
騒法ロ	騒条ハ			アスファルトプラント	* 200kg	* 200kg			* 混練重量
	騒条ニ			騒条ハ以外のアスファルトプラント		○			
		振法五	振条イ	コンクリートブロックマシン*並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械**			* 2.95kW ** 10kW	* 2.95kW ** 10kW	* , ** 原動機の定格出力の合計
<b>騒法六</b>	<b>騒条三-ハ</b>		<b>振条三-ハ</b>	<b>穀物用製粉機</b>	* 7.5kW				* ロール式に限る

項番号 記号				施設名	騒音対象施設		振動対象施設		備考
					法	条例	法	条例	
騒法七 騒条六 振法六 振条六				木材加工機械					
騒イ	騒条イ	振イ	振条イ	ドラムバーカー	○	○	○	○	
騒ロ	騒条ロ	振ロ	振条ロ	チップパー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
騒ハ	騒条ハ			碎木機	○	○			
騒ニ	騒条ニ			帯のご盤	* 15kW ** 2.25kW	* 15kW ** 2.25kW			* 製材用 ** 木工用
	騒条ホ			騒条ニ以外の帯のご盤		○			
騒ホ	騒条ヘ			丸のご盤	* 15kW ** 2.25kW	* 15kW ** 2.25kW			* 製材用 ** 木工用
	騒条ト			騒条ヘ以外の丸のご盤		○			
騒ヘ	騒条チ			かんな盤	2.25kW	2.25kW			
	騒条リ			騒条チ以外のかんな盤		○			
騒法八 騒条七				抄紙機	○	○			
騒法九 騒条八 振法七 振条七				印刷機械	* ○	* ○	2.2kW	2.2kW	* 原動機を用いるもの
騒条九 振法八 振条八				ロール機		* ○	** 30kW	** 30kW	* 金属及び食品加工用を除く ** ゴム練用又は合成樹脂練用でカレンダーロール機以外
騒法一〇 騒条一〇 振法九 振条九				合成樹脂成形加工機械					
騒法一〇	騒条イ	振法九	振条イ	合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
	騒条ロ		振条ロ	騒条・振条イ以外の合成樹脂成形加工機械		○		* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
騒法一一	騒条一一	振法一〇	振条一〇	鋳型造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	* ジョルト式に限る
	騒条一二			エヤーハンマ		○			
	騒条一三		振条一一	走行クレーン		* 5t		* 5t	* 吊り上げ能力
	騒条一四			工業用動力ミシン		* ○			* 3台以上であること
	騒条一五		振条一二	紙工機械		* 3.7kW		* 15kW	* 原動機の定格出力の合計
	騒条一六		振条一三	遠心分離機		* 1.2m		* 1.2m	* 直径
	騒条一七			集じん装置		○			
	騒条一八			かくはん機		3.7kW			

項番号 記号			施設名	騒音対象施設		振動対象施設		備考
				法	条例	法	条例	
騒条一九			電気炉		* ○			* 鉄鋼・非鉄金属製造用に限る
騒条二〇			ロータリーキルン		○			
騒条二一			冷凍機及び空調機 **		* 7.5kW			* クーリングタワーを有せず、室外機に 圧縮機又は送風機を有するもの ** 枠外参照
騒条二二			クーリングタワー**		2.2kW			** 枠外参照
騒条二三			スチームクリーナー		* 7.5kW			* 原動機の定格出力の合計
騒条二四			石材用の切断機及び切削機		○			
騒条二五			オイルパーナ		* ○			* ロータリー式、ガンタイプ式を除く

\*\* 冷凍機及び空調機、クーリングタワーの中の送風機単体の能力が7.5kW以上のものは送風機として届出が必要になります。

項番号・記号の略号の例示

騒法八：騒音規制法施行令 別表第1 第八項 騒法一騒イ：騒音規制法施行令 別表第1 第一項イ

振法七：振動規制法施行令 別表第1 第七項 振法一振イ：振動規制法施行令 別表第1 第一項イ

騒条七：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第19 第七項 騒条一騒条イ：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第19 第一項イ

振条七：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第19 第七項 振条イ：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第19 第一項イ

## 表の見方

- 『法対象』の欄に○または数値のあるものが法に定める特定施設で、『条例』の欄に○または数値のあるものが条例の届出施設です。
- 表中の数値、例えば7.5kWは、原動機の定格出力が7.5kW以上のものが届出が必要であることを表し、○印は原動機の規模・能力に関係なく全ての施設が、届出が必要であることを表します。
- 表中の\*は、条件付きであることを表し、その条件は備考欄に示しています。
- 1馬力=0.746kW、1tf（重量トン）=9.8キロニュートン(kN)
- なお、工業専用地域で条例の規制対象地域の場合、条例に基づく届出が必要となります。
- 移動式の場合は除きます。

# カラオケは午後 11 時まで！

## ◆深夜における音響機器の使用の制限（条例第 97 条）

飲食店・カラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

制限の内容	地 域	大阪市全域 〔ただし、工業専用地域で告示により指定した地域以外の地域を除く〕
	業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	音 響 機 器	カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置
	使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

ただし、

- 音響機器から発生する音が防音装置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合
- 飲食店等が消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街に立地している場合
- 飲食店等の周囲 50m 以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静観を必要とする施設がない場合

などは、規制の適用は受けません。

# 飲食店等の営業には、営業時間等の制限があります。

## ◆深夜における営業等の制限（条例第 98 条）

次のような営業等は深夜における営業（作業）時間が制限されています。

制限の内容	規制対象営業等	1 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（※） 2 カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業）（※） 3 遊泳場営業（屋内型は除く） 4 テニス営業（屋内型は除く） 5 バッテング練習場営業 6 ゴルフ練習場営業 7 ガソリンスタンドや有料洗車場において車両洗浄装置を使用または使用させる営業（※） 8 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（※）
	営業禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで （ただし、飲食店営業とカラオケ営業は午前 0 時から禁止）
	規制地域	第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域

（※）第 1・2 種中高層住居専用地域及び第 1・2 種住居地域において営む営業または作業で、その場所の主たる出入口が、国道または主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除きます。

## ◆警告及び命令、罰則（条例第 99 条、第 114 条）

午後 11 時以降にカラオケ装置などの音響機器が使用され、または、午後 11 時以降に遊泳場営業やテニス場営業など（飲食店営業・カラオケ営業は午前 0 時以降）が営まれることによって、周辺的生活環境が損なわれているときには経営者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合は、3 月以下の懲役または 20 万円以下の罰金が科せられます



◆騒音の大きさのめやす

120 <small>デシベル</small>	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛 (前方 2 m) リベット打ち	
100	電車が通るときのガードの下	
90	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内	
70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60	静かな乗用車 普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地 (昼間)	
30	郊外 (深夜) ささやき声	
20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音 (前方 1 m)	

デシベルとは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表します。尚、騒音規制法に係る測定では周波数補正回路はA特性を用いることとしています。

◆振動の大きさのめやす

100 <small>デシベル</small>		家壁がき裂を生じ、墓石等が倒れる
90		家屋の動揺激しく、すわりの悪い品物が倒れる
80		家屋動揺、電灯、器中の水面が動く
70		一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60		静止する人にだけ感ずる
50		人体に感じない程度
40		

デシベルとは

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表わします。尚、振動規制法では鉛直方向（Z方向）振動だけを規制対象としています。

＜お問い合わせ及び届出書の提出先＞

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	
北区、都島区、 淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境規制課 <b>北部環境保全監視グループ</b> 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 TEL 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境規制課 <b>東部環境保全監視グループ</b> 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 TEL 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境規制課 <b>西部環境保全監視グループ</b> 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 TEL 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境規制課 <b>南東部環境保全監視グループ</b> 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 TEL 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境規制課 <b>南西部環境保全監視グループ</b> 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 TEL 06-4301-7248	

届出書類は、環境局ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060639.html>) からダウンロードするか、提出先にも備えています。